

令和7年度提案型施設命名権者募集要項

施設命名権(ネーミングライツ)は、新たな収入を確保し、施設の管理運営等のための財源として有効活用するとともに、事業者の方々に企業PRや地域貢献などの場の提供を図るものです。このたび、提案型募集方式により、広く事業者の方々から施設命名権の提案を受け付けることとし、この要項において、施設命名権の募集条件や提出書類等について必要な事項を定めます。

【応募関係資料一覧】

- (別紙1) 市民利用施設の例示
- (別紙2) 募集対象外施設一覧
- (別紙3) 特定施設概要
- (別紙4) 施設命名権者サポート事業について
- (別紙5) ネーミングライツ契約書(案)
- (別紙6) 提案型施設命名権者募集に係るQ&A

【様式1】 事前相談申込書兼質問書

【様式2】 施設命名権提案書

【様式3】 地域貢献の実績及び今後の計画、その他施設の価値が向上する提案内容

1. 募集対象施設

- ・ スポーツ施設、文化施設、公園など市民利用施設全般を対象とします。
- ・ 本庁舎や区役所をはじめとする公用施設や学校、保育所などを除きます。
- ・ **(別紙1) 市民利用施設の例示**に主な募集対象施設を、**(別紙2) 募集対象外施設一覧**に募集対象外とする施設を記載しておりますので、参考にしてください。
- ・ **(別紙1)**、**(別紙2)**に掲載されていない施設については、導入可能か施設所管部署に確認を行いますので、**10月3日(金)午後5時**までに**【様式1】 事前相談申込書兼質問書**をご提出ください(持参、郵送、E-mail)。
- ・ 導入の可否について、受領後1週間後を目途に回答します。なお、回答は**10月10日(金)**を目途にHPで公表します。

※提出が必要な書類及びその締め切りについては、後述する「10. 今後の予定」にまとめて掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

2. 施設命名権による名称の取扱い

- ・ 条例上の名称は変更せず、愛称とします。契約期間中の変更は不可とします。
- ・ 既に愛称を用いている施設や地名が付されている施設については、その愛称や地名を踏まえた施設名称案を提案してください。

3. 応募方法・募集期間

【提出書類】

- ・ 【様式2】 施設命名権提案書
- ・ 【様式3】 地域貢献の実績及び今後の計画、その他施設の価値が向上する提案
- ・ 印鑑証明書
- ・ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ・ 会社概要及び直近3ヵ年の決算書類

【提出期限】

令和7年9月16日(火)から令和7年11月5日(水)午後5時まで

【提出方法】

持参、郵送、E-mailのいずれかで提出してください。

E-mailの場合は、受信確認のため、送信後必ず電話連絡をお願いいたします。

持参、郵送の場合は、必要に応じて電子データでの提出をお願いする場合がございます。

4. 最低募集金額

年間100万円（消費税別途）

募集施設のうち、利用者数が多く、広告宣伝効果が高いと想定される施設については、別途最低募集金額を設定しています（「特定施設」と言います）。詳細は、**（別紙1）**及び**（別紙3）**をご覧ください。

5. 契約期間

初回の契約期間は5年とします。

6. 名称変更に伴う費用負担

- （1）提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、応募者の負担とします。
- （2）施設への新たな名称看板設置に係る費用や新たな照明付看板を設置した場合の電気代、既存の看板の名称変更に伴う費用は、原則として施設命名権者の負担とします。
敷地外、道路標識の表示変更をご希望する場合は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示とします。また、新規看板等の設置については、設置の可否を含めて協議してください。
なお、既存の広告板や支柱等を利用して新たな名称看板等を設置する場合には、既存部の本体、接合部、支持部分等の状況について、事前に施設所管部署と協議のうえ、仙台市屋外広告物条例に基づく安全点検を実施してください。
- （3）本市パンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更などは市が行いますが、既存の印刷物からの移行時期などは別途協議します。

7. 応募資格

- （1）施設命名権者になることを希望する法人その他の団体が応募できます。ただし、次に該当する者は応募できません。
 - ・ 政治的または宗教的目的を主たる目的とする団体

- ・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準に規定する規制業種又は事業者
 - ・応募時点において、指名停止措置を受けている団体
 - ・経常利益が直近3期連続で赤字である団体
 - ・直近決算期末で債務超過である団体
- (2) 応募に際しては、サポート事業者として広告代理店を指定することができます。【様式 2】施設命名権提案書に必要事項を記入の上、ご提出ください。
- ※施設命名権者サポート事業の詳細は(別紙 4)施設命名権者サポート事業についてをご覧ください。

8. 選定方法・選定基準等

- (1) 「7. 応募資格」を有する応募者について、施設命名権者選定委員会において、次の選定基準に基づき審査し、優先交渉権者を選定します。

選定基準	配点	審査内容
ア 応募金額	50	・ 下記参照
イ 地域貢献度	25	・ 市内の地域経済活性化に資する活動実績（雇用創出、事業活動など） ・ 市内での賑わい創出に資する活動実績（イベント、祭りの実施・協賛など） ・ 市内での公益的な活動の実施や公益的団体・活動への寄附実績 ・ 上記についての今後の計画
ウ 施設名称案	15	・ 施設の目的や特性に合っているか ・ 長さが適切で、かつわかりやすいか
エ その他提案 (施設に対する提案)	10	・ 施設の価値が向上する提案か ・ 実現可能性が高い提案か など ※施設でのイベントの開催等の提案があった場合に、その他提案の審査項目で評価を行います。

ア 応募金額の採点方法（年額（消費税抜）で計算を行います）

① 最高応募金額が最低募集金額の 1.5 倍を超えるとき

$$\text{点数} = \left[\frac{(\text{応募金額}/\text{最低募集金額}) - 1}{(\text{最高金額}/\text{最低募集金額}) - 1} \right] \times 50$$

- ・ 最高金額の提案は50点となります。
- ・ 第2位以下は、最低募集金額を超えた部分について、最高金額との比率により配点します。
- ・ 最低募集金額を超える提案と最低募集金額での提案が競合した場合、最低募集金額での提案については、点数が0点となります。

<例1>

最低募集金額(万円)	100		
応募金額(万円)	300	200	100
点数	50.0	25.0	0.0

<例 2 >

最低募集金額(万円)	250		
応募金額(万円)	400	300	250
点数	50.0	16.7	0.0

②最高応募金額が最低募集金額の1.5倍以下のとき

$$\text{点数} = \left(\frac{\text{応募金額}}{\text{最低募集金額}} - 1 \right) \times 100$$

<例 3 >

最低募集金額(万円)	100		
応募金額(万円)	125	110	100
点数	25.0	10.0	0.0

<例 4 >

最低募集金額(万円)	100		
応募金額(万円)	150	125	100
点数	50.0	25.0	0.0

<例 5 >

最低募集金額(万円)	250		
応募金額(万円)	300	270	250
点数	20.0	8.0	0.0

(2) 評価の判断基準 (ア 応募金額を除く)

評価	判断内容	得点の算出方法
	イ、ウ、エ	
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準的である	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	非常に劣る	配点×0.2
F	提案なし又は提案はあるが評価対象外	配点×0.0

(3) 選定基準ごとの得点を合計し、最高得点者を優先交渉権者として選定します。

(4) 合計得点が同点の場合は、仙台市内に本社・本店を有する応募者を優先交渉権者とし
ます。

(5) (4)においても優先交渉権者を決定できなかった場合は、ア 応募金額、イ 地域貢献
度、ウ 施設名称案、エ その他提案の順番で、選定基準ごとの点数が高い応募者を優先交
渉権者とします。

- (6) 1項目でもF評価を受けた場合（エ その他提案を除く）、または応募金額の得点を除いた合計得点が20点に満たない場合は失格とします。

9. 契約の締結

- (1) 優先交渉権者選定後、市民意見の募集を実施し、当該募集結果を踏まえて、優先交渉権者協議を行い、契約を締結します。
- (2) 優先交渉権者決定時及び施設命名権契約締結時には法人名、施設名称案、施設命名権料等の公表を行います。なお、優先交渉権者に選定されなかった応募者については、法人名等の公表は行いません。

10. 今後の予定

10月3日（金）	【様式1】 事前相談申込書兼質問書 提出締切 ※命名権が導入可能な施設か確認したい場合、その他質問事項がある場合にご提出ください。
10月10日（金）	事前相談申込書兼質問書に関する回答公表
11月5日（水）	応募締切 ・【様式2】 施設命名権提案書 ・【様式3】 地域貢献の実績及び今後の計画、その他施設の価値が向上する提案 ・印鑑証明書、法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）、会社概要及び直近3ヵ年の決算書類
12月上旬	優先交渉権者及び施設名称案の決定
12月中旬～令和8年1月中旬	市民意見募集
令和8年2月上旬	契約締結

11. その他の留意すべき事項

- (1) 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施し、一部修正等の協議を行う場合があります。また、追加資料の提出を求められることがあります。
- (2) 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません）。また、提出された提案書等は返却されません。
- (3) 情報公開請求があった場合には、仙台市情報公開条例に基づき提案書等を公開することがあります。
- (4) 提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- (6) 応募者の提案書の提出をもって、**（別紙 5）契約書（案）**の記載内容を承諾したものとみなします。なお、優先交渉権者決定後、個別の事情に応じて、協議のうえ契約書の内容を変更する場合があります。
- (7) 契約当事者の事情、違法行為等により、当該施設の名称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用は応募者の負担とします。
- (8) 命名権者は、契約期間満了時、次回契約に関して優先的に交渉することができます。その際、場合によっては、競合する提案がないか確認を行う場合があります。

- (9) 施設によっては、施設命名権設定期間中に、改修等で利用できない期間が生じる場合があります。施設が連続して30日以上使用できない場合は、使用不能日数に応じて、金額を減額します。

12. 応募・問い合わせ先

担 当：仙台市 財政局 財政部 財政企画課 公共施設総合調整係 若生、松林

住 所：仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電 話：022-214-8068（直通）

E-mail：zai003005@city.sendai.jp

方 法：持参、郵送、E-mailのいずれかでの提出とします。

(E-mailの場合は、受信確認のため、送信後必ず電話連絡をお願いいたします。)